

令和6年11月6日

組合員のみなさまへ

大阪市職員共済組合

マイナ保険証の利用登録解除について

組合員証及び組合員被扶養者証（以下「組合員証等」という。）の交付は令和6年12月2日（月）に終了となり、交付終了以降はマイナ保険証（健康保険証の利用登録がなされたマイナンバーカードをいう。以下同じ。）を基本とする仕組みに移行することになりますが、マイナンバーカードの健康保険証利用登録（以下「マイナ保険証の利用登録」という。）は任意の手続きであることを踏まえ、利用登録の解除を希望する方については、任意に解除の手続きを行うことができます。

つきましては、次のとおり、当組合の取扱いについてお知らせします。

記

1 申請受付開始日

令和6年11月8日（金）

2 申請方法

マイナ保険証の利用登録の解除を希望する組合員又は被扶養者は、別紙1「マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書」（以下「マイナ保険証解除申請書」という。）を記入し、当組合へ申請してください。

**※ 申請にあたっては、申請書に記載の注意事項等を十分にご確認ください。**

(1) 提出先

大阪市職員共済組合 保健医療係

**※ 所属所（市長部局にあつては総務事務センター。以下同じ。）を經由せず、直接当組合（保健医療係）あて逋送便又は郵送により提出してください。**

(3) 提出期限

「マイナ保険証解除申請書」は随時受付となりますので提出期限はありませんが、毎月25日までに当組合にて不備等なく受付した申請書の内容を受付月（受付日が26日以降の場合は受付月の翌月）の月末までに当組合のシステムに登録します。

申請書の内容に不備等があった場合は、申請書に記載の申請者連絡先（電話番

号又はEメール) に当組合から連絡を行います。

### 3 マイナ保険証の利用登録解除に伴う資格確認書の交付について

当組合のシステムへの登録が完了しましたら、解除対象者が有効な組合員証等を有していない場合は、「資格確認書」を交付します（交付開始は、令和6年12月2日以降となります。）。

### 4 マイナ保険証の利用登録の解除について

マイナ保険証の利用登録は、当組合における受付日の翌月（受付日が26日以降の場合は受付日の翌々月）の月末に解除されます。

当組合から登録が解除されたことの個別連絡や通知は行いませんので、ご自身でマイナポータル『健康保険証利用登録の申込状況』画面にてご確認ください。

\* マイナポータル『健康保険証利用登録の申込状況』画面ログイン

(<https://myna.go.jp/beta/certificates/health-insurance-card>)



(参考) 受付日からマイナポータル反映日の例

受付日	マイナ保険証 利用登録解除日	マイナポータル 反映日（予定）
11月25日まで	12月末日	1月末日まで
11月26日～ 11月30日	1月末日	2月末日まで

### 5 当組合ホームページへの掲載箇所

<https://www.city-osaka-kyosai.or.jp/>

掲載箇所	掲載内容
トップページ>手続き・申請>組合員証に関する手続き	『マイナ保険証の利用登録解除を行うとき』を掲載
トップページ>申請書類一覧	「マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書」を掲載
トップページ>短期給付	『マイナ保険証の利用登録解除を行うとき』を掲載

#### 【お問い合わせ先・申請書提出先】

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20（大阪市役所内）

大阪市職員共済組合 保健医療係

電話：06-6208-7591～7593